

解体工事の発注に当たっての留意事項の一部改正 新旧対照表

新			旧																										
<p>2. 配置予定技術者について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事</p> <p>次の表のとおりとする。</p>			<p>2. 配置予定技術者について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事</p> <p>次の表のとおりとする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対応額</th> <th>配置予定技術者</th> <th>工事での役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4,500万円以上 <u>1億</u>円未満</td> <td>1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者</td> <td>専任を要する主任技術者</td> </tr> <tr> <td><u>1億</u>円以上</td> <td>1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）</td> <td>専任を要する監理技術者</td> </tr> </tbody> </table>			請負対応額	配置予定技術者	工事での役割	略	略	略	4,500万円以上 <u>1億</u> 円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者	<u>1億</u> 円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対応額</th> <th>配置予定技術者</th> <th>工事での役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4,500万円以上 <u>8,000</u>万円未満</td> <td>1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者</td> <td>専任を要する主任技術者</td> </tr> <tr> <td><u>8,000</u>万円以上</td> <td>1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）</td> <td>専任を要する監理技術者</td> </tr> </tbody> </table>			請負対応額	配置予定技術者	工事での役割	略	略	略	4,500万円以上 <u>8,000</u> 万円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者	<u>8,000</u> 万円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者
請負対応額	配置予定技術者	工事での役割																											
略	略	略																											
4,500万円以上 <u>1億</u> 円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者																											
<u>1億</u> 円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者																											
請負対応額	配置予定技術者	工事での役割																											
略	略	略																											
4,500万円以上 <u>8,000</u> 万円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者																											
<u>8,000</u> 万円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者																											

附 則

- この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。